

茨城県植物園等魅力向上対策基本設計業務に関する回答書

令和6年 2月 8日

質問内容	回 答
<p>全体スケジュール（基本計画書内）について質問です。これだけの規模で実施設計期間が3ヶ月、申請までは1ヶ月しかないというのは短いと感じます。国土交通省のガイドラインから外れてはいないのでしょうか？</p>	<p>本件につきましては、アフターコロナの観光需要を捉える等の理由から速やかに進めることとし、令和7年4月の開園を目標にスケジュールを設定していることから、当該期間内に実現が可能な設計という点が課題点の一つと考えており、その点を踏まえてご提案いただきたく存じます。</p> <p>どのような意匠にするか等により、必要な設計期間は長短あると考えますが、以上につきましてご理解いただけますと幸いです。</p>
<p>全体スケジュールについて、実施設計の前に公募契約期間があり、実施設計と施工は時期が重なっていることから、設計施工業務一括での発注であると読み取れます。これに対し、基本設計業務者はどのような関わりになりますか。デザイン統括の権限が残るのか、等です。</p>	<p>実施設計業務を別な者が行う場合がありますが、基本設計業者が施工業者に対し直接監督する権限は有しません。</p>
<p>全体スケジュールについて、実施設計と施工の期間が重なっていて、見積調整等の必要な期間が設けられていません。基本設計を元にした概算見積によって施工に踏み切ることになりますが、これについてどのような想定がありますか。</p>	<p>今回、建築工事のほか土木工事など園内で行う各種工事について、各々の設計数量等を決め次第、順次施工していく方式を想定しており、概算見積によって施工に踏み切るものではなく、実施設計により数量の確定及び精算を行いながら施工するものとご理解いただきたく存じます</p>